

更新時期

認定更新は5年ごとに必要です

- ・更新の手続きは、認定期間(認定証に記載されている5年間)の5年目に行います。
- ・必要な書類(学会、研修会等の参加証など)は更新手続きまで大切に保管してください。

認定更新の要件

- ・認定期間(認定証に記載されている5年間)に通算3年以上、病院・診療所・保健所などにおいて、糖尿病患者の療養指導の業務に従事していること。但し、常勤・非常勤の別は問わない。
- ・糖尿病指導の新たな自験症例が5例以上あること。
- ・広島県糖尿病療養指導士認定機構主催受験者・更新者用講習会を受講していること。
- ・日本糖尿病協会の会員であること。
- ・認定期間中に下記に記す糖尿病療養指導研修30単位を取得していること。

※管理職や研究者・教育者として後進を育てる立場となり、ご自身が直接患者さんの指導にあたる機会が少なくなったため、「自験例5例」の作成が難しい方は、事務局までご相談ください。

単位について

1. 広島県糖尿病療養指導士認定機構主催講習会：5単位

必須単位

※前半・後半両日の講習会受講で5単位とする。

※認定期間5年間に2回目の受講まで認め、10単位までを認める。

2. 認定研修会：1～3単位

※認定研修会とは広島県糖尿病療養指導士認定機構が認定した研修会のことです。

※研修会にご参加の際は、受付にて「参加者名簿」へご署名いただき「参加証」をお受け取りください。

※単位数は参加された際に配布の「参加証」に記載があります。

※開催予定の研修会単位数は当機構ホームページ「研修会スケジュール」をご覧ください。

3. 学会・学術集会：2～5単位

【平成30年7月2日以前の学会参加の単位数】

【3単位】

- ・日本糖尿病学会年次学術集会
- ・日本糖尿病学会地方会総会

【2単位】

- ・糖尿病学会の分科会
(糖尿病合併症学会)

- ・糖尿病学の進歩
- ・日本糖尿病教育・看護学会学術集会
- ・日本病態栄養学会年次学術集会
- ・日本糖尿病療養指導学術集会

【平成30年7月2日以降の学会参加の単位数】

【5単位】

- ・日本糖尿病学会年次学術集会
- ・日本糖尿病学会地方会総会
- ・糖尿病学の進歩
- ・日本糖尿病教育・看護学会学術集会
- ・日本病態栄養学会年次学術集会
- ・日本糖尿病療養指導学術集会

【4単位】

- ・糖尿病学会の分科会
(糖尿病合併症学会)

※学会・研修会の発表者には、**3**単位を加える。(同一学会で複数回の発表を行っても3単位の計算とする。)

※学会・学術集会の単位数について、詳細はQ&A「単位について」をご覧ください。

更新手続き

- ・認定期間5年目が始まる4月に認定更新のお知らせを送付いたします。
- ・申請期限は認定期間5年目にあたる12月31日(消印有効)です。
 - 認定更新に必要な書類 (所定の書式は「ダウンロード」より印刷)
 - 1) 広島県糖尿病療養指導士認定更新申請書
 - 2) 糖尿病療養指導研修30単位を取得したことを証明する資料
 - ・「台紙(①・②)」をダウンロードして、参加証を貼付したもの
 - ・「リスト用紙(③)」をダウンロードして、参加した全ての講習会名などを記入したもの
 - 3) 認定期間中に行った新たな糖尿病療養指導自験例5例の記録

更新審査料

- ・認定更新審査料は、3,000円です。
- ・一度払い込まれた審査料は、本機構が認めた場合を除き一切返還いたしません。

申請方法

申請書類に認定更新審査料の振込領収書のコピーを添えて本機構に郵送してください。

広島県糖尿病療養指導士認定機構 事務局 宛

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-1-4F

注意事項

- ・広島県糖尿病療養指導士認定機構主催研修会の参加費は前半・後半合わせて10,000円です。
- ・学会等の単位の申請には、出席証明書か領収書のコピーが必要です。
- ・学会・講習会の発表者は抄録もしくは証明する書類が必要となります。
- ・認定研修会で配布された「参加証」は認定更新の際に必要ですので、大切に保管してください。